

特定非営利活動法人 大地 役員報酬規程

第1章 総 則

第1条（目的）

この規程は特定非営利活動法人大地（以下「大地」という）の理事および監事（以下「役員」という）の報酬その他の事項について定める。

第2条（役員の変義と適用範囲）

この規程において役員とは、総会で選任された理事および監事をいう。

第2章 役員報酬

第3条（役員報酬の決定方法）

役員報酬は、理事会の承認の後、総会で決定する。

第4条（役員報酬の決定基準）

役員報酬は、次の事項を参考にして決定する。

- ① 職員給与とのバランス
- ② 役員報酬の世間水準
- ③ 経営内容

第5条（役員報酬算定）

役員報酬は、原則として大地職員の給与の最高額を基準とし、次にあげる区分により役位別に決定する。ただし、大地職員の給与の最高額が役員報酬決定の基準として適切でないと判断されるときは、同業種同職位の給与を参考にして決定する。

（職員給与最高額を 1.0 とする）

- ① 理 事 長 最大 2.0 程度
- ② その他理事 無報酬
- ③ 監 事 無報酬

第6条（役員報酬の構成）

理事長の報酬は、原則として役員報酬のみとする。

第7条（役員報酬の改訂）

役員報酬は、大地の業績や経営内容、役員本人の成果・責任の実態などを考慮し、原則として毎年度見直しを行う。

2 任期の途中で役位の変更があった場合は、新役位就任の月から改訂を行うものとする。その際には、日割り計算を行わず1カ月分を支給する。

第8条（役員報酬の減額措置）

大地の業績その他の理由により、総会の決定に基づき、臨時に役員報酬の減額措置を講じることがある。

第9条（休職時の取扱い）

病気療養などの事情により、やむを得ず長期休職中の役員の報酬は、原則として、その任期中は減額せずに支給する。

第3章 支払方法等

第10条（通勤手当）

役員の通勤手当については、大地給与規定 第13条（通勤手当）の規定に準ずる。

第11条（支払方法）

役員報酬は月額で設定し、大地の職員と同じ日に、大地が指定する銀行口座へ振り込むことによって支給する。

第12条（控除）

役員報酬からは、大地の職員と同様に、次のものを控除する。

- ① 所得税、住民税
- ② 社会保険料
- ③ その他大地と職員間の労使協定により定められたもの

第4章 役員賞与

第13条（役員賞与の決定）

役員賞与は、原則として支給しない。

ただし、月額報酬に賞与相当分を加算することを妨げるものではない。

付 則

第 14 条（規程の改廃）

この規程の改廃は理事会の議決による。

第 15 条（実施期日）

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。